

病院・診療所・飼育動物診療施設・  
薬局における覚せい剤原料取扱いの  
手引き

(覚せい剤取締法上の取扱)

平成12年9月

厚生省医薬安全局麻薬課

## 目 次

第 1	医薬品である覚せい剤原料	1
第 2	譲受・譲渡	2
第 3	所持	5
第 4	使用	6
第 5	保管	7
第 6	管理	7
第 7	記録	8
第 8	廃棄届	9
第 9	事故届	10
第10	業務廃止等	10
第11	立入検査	12
第12	その他	12

別記 1～8 様式  
覚せい剤原料の流通経路

この手引きは、病院、診療所、飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）及び薬局において、覚せい剤原料のうち医薬品である覚せい剤原料を取り扱う場合について説明したものです。

病院等や薬局において、医薬品である覚せい剤原料を、医師、歯科医師等が施用のために交付する場合や薬局の薬剤師が医師の処方せんに基づき調剤した医薬品である覚せい剤原料を譲り渡す場合には、覚せい剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません（覚せい剤取締法（以下「法」という。）第30条の2、法第30条の7、法第30条の9）。

しかし、薬局医薬品製造業の許可を受けた薬局（以下「薬局製剤製造業者」という。）が、覚せい剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%を超える製剤を製造する場合）には、「覚せい剤原料製造業者」の指定を受ける必要があり、また、覚せい剤原料を使用して覚せい剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%以下の製剤を製造する場合）は、「覚せい剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります（覚せい剤原料取扱者については、「覚せい剤原料取扱者における覚せい剤原料取扱いの手引き」を参照してください。）

## 第1 医薬品である覚せい剤原料

医薬品である覚せい剤原料とは、法第2条第5項に規定する覚せい剤原料を含有するもので、かつ、薬事法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。平成12年9月現在、薬事法第14条第1項に基づき医薬品の製造承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別名	商品名	濃度規制	規定条項
1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1	エフェドリン	塩酸エフェドリン末	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第1号
1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1	メチルエフェドリン	塩酸メチルエフェドリン末 メチルエフェドリンサッカリネート末	10%以下を覚せい剤原料から除く	法別表第3号
N・ $\alpha$ -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン デプレニル	塩酸セレギリン錠 (2.5mg)		覚せい剤原料を指定する政令第1号

※覚せい剤原料を指定する政令第2号に指定の覚せい剤原料である「エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）」を含有する医薬品が販売されていますが、いずれも含有量が50%以下であるため、覚せい剤原料から除外されています。

## 第2 譲受・譲渡

### 1 譲受(法第30条の9第2号)

次の(1)～(3)の者は、その業務のため、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者(以下「覚せい剤原料取扱者等」という。)から医薬品である覚せい剤原料を譲り受けることができます。

(1) 病院若しくは診療所の開設者(往診医師等を含む。)

※「往診医師等」とは、医療法第5条第1項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいう。

(2) 飼育動物診療施設の開設者(往診診療者等を含む。)

※「往診診療者等」とは、獣医療法第7条第1項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいう。

(3) 薬局開設者

### 2 譲渡(法第30条の9第3号)

次の(1)～(3)の場合を除いて、譲り渡しができません。

(1) 医師等により交付する場合

病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等、又は飼育動物の診療に従事する獣医師は、施用のため医薬品である覚せい剤原料を交付することができます。

(2) 開設者により譲渡する場合

薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡すことができます。

(3) 業務廃止等に伴い譲渡する場合(法第30条の15第2項)

業務を廃止し、その所有する医薬品である覚せい剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます(第10 業務廃止等の項参照)。

※1 覚せい剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品である覚せい剤原料

が不良であったり、不用となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続きをとってください（第8 廃棄届の項参照）。

- ※2 同一法人の病院等間や薬局間でも譲渡・譲受はできません。
- ※3 覚せい剤原料取扱者の指定を受けている薬局開設者（薬局製剤製造業者）が、覚せい剤原料取扱者の資格により所持している覚せい剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続きが必要です。薬局の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料は、覚せい剤原料取扱者の指定を受けていても、薬局製剤に使用することはできません。
- ※4 譲受人は、譲渡人が覚せい剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。
- ※5 業務廃止等の際、覚せい剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚せい剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。  
法人化や店舗の立て替え等による廃止の場合にも該当します。

### 3 譲渡証・譲受証(法第30条の10)

#### (1) 譲渡証・譲受証の交付

- ① 病院若しくは診療所の開設者、往診医師等、飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者（第2 譲受・譲渡 1（1）～（3）に記載する者）が医薬品である覚せい剤原料を覚せい剤原料取扱者等から譲り受ける場合、
  - ・あらかじめ「覚せい剤原料譲受証（別記1様式）」（以下「譲受証」という。）を、譲渡人である覚せい剤原料取扱者等に交付するか
  - ・譲受証と引き換えに「覚せい剤原料譲渡証（別記2様式）」（以下「譲渡証」という。）と医薬品である覚せい剤原料を譲り受けるかしなければなりません。
- ② 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送でも差し支えありませんが、郵送の事実を立証できる書留郵便などを利用してください。
- ③ 第2 譲受・譲渡 2（1）及び（2）の場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

#### (2) 譲渡証・譲受証の保存期間

譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から2年間、これを保存しなければなりません。

(3) 譲渡証・譲受証の記載(確認)要領

	譲渡証	譲受証
譲渡・譲受 年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等、薬局の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印</li> <li>・往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印</li> </ul>
指定の種類 及び番号欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「覚せい剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類</li> <li>・譲渡人の当該指定証の番号</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別</li> </ul>	
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称</li> <li>・その他の医薬品は、一般的名称又は商品名</li> </ul>	
使用の目的及び 備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載 (例) 調剤のため

- ※1 開設者名(代表者名)を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚せい剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。
- ※2 麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」と文字が入った印は使用できません。

(4) その他

- ① 覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造用に覚せい剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚せい剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。
- ② 覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚せい剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚せい剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚せい剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。なお、薬局の資格で購入した覚せい剤原料を薬局製剤に使用することはできません。
- ③ 業務廃止等に伴い医薬品である覚せい剤原料を譲渡(受)する場合(第10 業務廃止等の項参照)にあっても、当該譲渡(受)証の交付は必要です。

- ④ 譲受人が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品とを照合し確認してください。
- ⑤ 譲受（渡）証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。
- ⑥ 譲受（渡）証用紙に印のみ押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。

### 第3 所持（法第30条の7）

次の（1）～（4）の者は、医薬品である覚せい剤原料を所持することができます。

- （1）病院、診療所の場合（その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
  - ①開設者
  - ②往診医師等
  - ③医師、歯科医師
  - ④薬剤師
  - ⑤管理者
  - ⑥上記の者の業務上の補助者（看護婦、事務職員等）
- （2）薬局の場合（医師、歯科医師又は獣医師の処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料及び調剤のために使用する医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
  - ①開設者
  - ②薬剤師
  - ③上記の者の業務上の補助者
- （3）飼育動物診療施設の場合（その業務のため、医薬品である覚せい剤原料を所持する場合に限る。）
  - ①開設者（往診によってのみ診療業務を行う獣医師を含む）
  - ②獣医師
  - ③管理者
  - ④上記の者の補助者
- （4）患者及びその看護に当たる者の場合
  - ①医師、歯科医師又は往診医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
  - ②医師、歯科医師又は往診医師から処方せんの交付を受け、当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
  - ③上記の者の看護に当たる者

## 第4 使用(法第30条の11)

(1) 次の者は、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

- ① 病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
- ② 往診医師等
- ③ 病院、診療所の管理者
- ④ 薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師
- ⑤ 飼育動物の診療に従事する獣医師(飼育動物診療施設の開設者(往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む)及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る)

(2) 次の者も医薬品である覚せい剤原料を施用することができます。

- ① 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者
- ② 医師、歯科医師又は獣医師の処方せんの交付を受けた者が当該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者

※1 病院等、薬局において、学術研究の目的で覚せい剤原料(医薬品であるか否かを問わない)を使用する場合、都道府県知事から覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。

※2 病院等、薬局の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

## 第5 保管

### 1 保管の管理者と保管場所(法第30条の12)

医薬品である覚せい剤原料については

- ① 病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
  - ② 往診医師等にあつては、その住所
  - ③ 飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者がその施設
  - ④ 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所
  - ⑤ 薬局にあつては、薬局開設者が薬局
- において、それぞれ保管しなければなりません。

### 2 保管設備

- (1) 医薬品である覚せい剤原料の保管は、かぎをかけた場所において行わなければなりません。  
かぎをかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。
- (2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によつてください。
  - ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。
  - ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては床にボルト等により固定すること。
  - ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。

※1 病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。

※2 保管庫は、覚せい剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管して医薬品である覚せい剤原料と他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけてください。

※3 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

## 第6 管理

- (1) 医薬品である覚せい剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院等や薬局に取扱責任者を定めることが望まれます。

- (2) 取扱責任者には、当該病院等や薬局における医薬品である覚せい剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててください。
- (3) 取扱責任者は、医薬品である覚せい剤原料に関する次に掲げる実務を責任をもって行ってください。
- ① 受入れ（覚せい剤原料取扱者等からの譲り受け）
  - ② 払出し（第2 譲受・譲渡 2（1）（2）の場合の譲り渡し及び業務廃止等に伴う譲り渡し）
  - ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等）
  - ④ 保管設備の鍵の管理
  - ⑤ 法定書類（譲受証・業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証）や帳簿の作成及び保管
  - ⑥ 廃棄や事故に関する届出等

## 第7 記録

医薬品である覚せい剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、病院等、薬局ごとに、帳簿（別記3様式）を備え次の事項を記載することが望ましいです。

- (1) 譲り渡し、譲り受けた医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。

譲り渡しを受けた年月日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日と実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚せい剤原料を受け取った年月日を記入してください。

- (2) 事故の届出をした医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。

年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記載し、数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月日を備考欄に記載してください。

なお、事故の届出をした覚せい剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。

- (3) 廃棄した医薬品である覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日。数量は払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。

なお、備考欄に廃棄の届出年月日を記入してください。

- ※1 品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。
- ※2 当該帳簿は最終記載の日から2年間、病院等や薬局に保存するよう  
うにしてください。
- ※3 覚せい剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造業者は、譲り受  
けた及び製造に使用した覚せい剤原料の品名、数量及びその年月日  
を帳簿に記載しなければなりません（法第30条の17第2項）。  
また、当該薬局製剤製造業者が譲り受けた覚せい剤原料を調剤の  
目的に使用する場合は、同一人である薬局開設者に譲り渡した覚せ  
い剤原料の品名、数量及び年月日を帳簿に記載しなければなりません。

## 第8 廃棄届（法第30条の13）

（1）病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設  
の開設者又は薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料を廃棄  
しようとするときは「覚せい剤原料廃棄届出書（別記4様式）」により  
当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け  
出て、覚せい剤監視員の立会の下に行わなければなりません。

なお、この際当該監視員の身分を示す証票の提示を求めて相手方を確  
認してください。

（2）入院患者の死亡や処方変更等により病棟に残存された医薬品であ  
る覚せい剤原料や調剤中に発生した残り（例：1錠を半分に割り残った  
半錠）については、病院等の開設者が覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、  
覚せい剤監視員の立会の下で廃棄してください。

（3）外来患者やその家族等が、不用となった医薬品である覚せい剤原  
料を持参した場合には、譲り受けることはできませんので、持参した者  
自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等  
が行う廃棄を補助することは差し支えありません。

（4）他の病院等で交付を受けた医薬品である覚せい剤原料を持参し入  
院した場合、患者又はその家族等が管理し継続して施用する場合は問題  
ありません。しかし、当該患者が、処方変更等により施用を中止する場  
合は、患者又はその家族等の責任の下で管理してもらうか、又は廃棄す  
るよう指導してください。

患者が持参した医薬品である覚せい剤原料を患者から譲り受けること  
はできませんが、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し  
支えありません。

- ※1 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の  
氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の

長の職名、氏名)を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚せい剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。

- ※2 届出者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが届け出るようになります。

## 第9 事故届(法第30条の14)

病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者又は薬局開設者は、所有する医薬品である覚せい剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに「覚せい剤原料事故届出書(別記5様式)」により当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

- ※ 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名(法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名)を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚せい剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。

## 第10 業務廃止等

### 1 所有数量報告(法第30条の15第1項)

次の(1)～(3)に掲げる場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該医薬品である覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書(別記6様式)」により当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた「医薬品である覚せい剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、現に覚せい剤原料がない場合であっても、不法所持に至らしめないように覚せい剤原料を所持していないことを確認する必要があるもので、その旨を報告してください。

#### (1) 薬局の開設者

薬局開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は薬事法第75条第1項(許可の取消し等)の規定によりその許可を取り消されたとき。

(2) 病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき。又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

(3) 飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

※ 国又は地方公共団体の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者（管理者がいない場合には開設者の指定する職員）が、国又は地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者が、都道府県知事に報告してください。

## 2 譲渡報告(法第30条の15第2項)

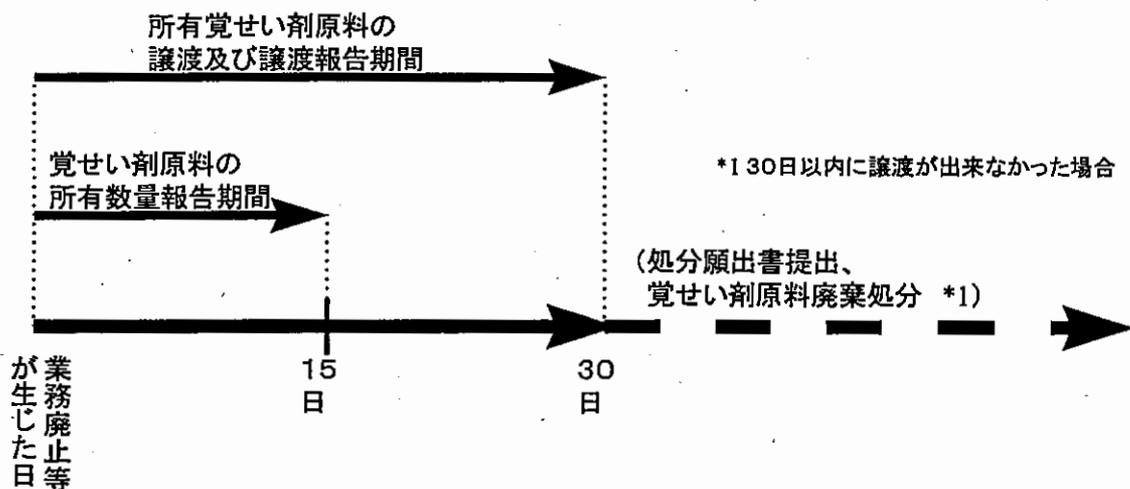
**第10 業務廃止等 1**において、所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を、**第10 業務廃止等 1 (1) ~ (3)**の事由が生じた日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者（覚せい剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等）に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書（別記7様式）」により都道府県知事に報告しなければなりません。

譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

## 3 廃棄処分(法第30条の15第3項)

**第10 業務廃止等 2**において、30日以内に所有し又は所持していた医薬品である覚せい剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書（別記8様式）」により都道府県知事に願い出て、すみやかに覚せい剤監視員の立会を求め、その指示を受けて医薬品である覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。



## 第11 立入検査(法第32条第2項)

- (1) 立入検査は、覚せい剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的では行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります(法第42条の2第8号)。

## 第12 その他

届出書、報告書等については、都道府県において規定しており別紙様式と一部異なることもあります。

また、覚せい剤原料に関する届出等の受理を保健所で行っているところもありますので、事前に都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

別記1様式

(規則別記10号様式の3)

覚せい剤原料譲受証				
譲受年月日	平成 年 月 日			
譲受人	住 所		印	
指定の種類及び番号	氏 名			
譲渡人	住 所			
	氏 名			
使用の目的				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

別記2様式

(規則別記10号様式の2)

覚せい剤原料譲渡証				
譲渡年月日	平成 年 月 日			
譲渡人	住 所		印	
指定の種類及び番号	住 所		氏 名	
譲 受 人	住 所			
	氏 名			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、  
その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。



別記4様式

(規則別記第11号様式の2)

覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

印

都道府県知事 殿

廃棄しようとする 覚せい剤原料の 品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を、記載すること。

別記5様式

(法第30条の14関係)

覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

印

都道府県知事

殿

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
事故発生年月日		
事故発生場所		
品 名	数 量	事 故 の 状 況

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

別記6様式

(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

印

都道府県知事 殿

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名		数 量
報告の事由及び その事由の発生 年月日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記7様式

(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の譲渡について、覚せい剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

印

都道府県知事

殿

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7 による区分及び 業種名	指定証 の番号
報告の事由及びその 事由の発生日				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記8様式

(法第30条の15関係)

業務廃止等に伴う覚せい剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の処分について、覚せい剤取締法第30条の15第3項の規定により、願い出ます。

平成 年 月 日

住 所  
届出義務者続柄  
氏 名

印

都道府県知事 殿

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名		数 量
届出の事由及び その事由の発生 年月日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。